

## 4. 長崎県の難病支援事業

### 1) 指定難病の公費負担

指定難病のうち一定以上の重症度にある患者の治療にかかる医療費について、長崎県が国の補助を受けてその一部を公費で助成する制度です。

- ◎ 対象者 : 長崎県に住民票があり、各種健康保険に加入されている方、生活保護受給者
- ◎ 対象期間: 原則として1年(認定日から9月30日まで)、継続する場合は更新申請が必要
- ◎ 手続き : 申請窓口は **長崎県 国保・健康増進課**  
(申請用紙は、長崎市保健所 健康づくり課 にもあります。)

### 2) 訪問看護

指定難病の患者のかたが安心して療養生活を送れるように、かかりつけの医師との連携のもとに、訪問看護、訪問リハビリテーションなどのサービスを受けることができます。

【対象者】 次の条件を満たされるかた

特定医療費(指定難病)医療受給者証(長崎県発行)の交付を受けているかた

### 3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している指定難病の患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することができます。

【対象者】 特定医療費(指定難病)医療受給者証(長崎県発行)の交付を受けたかたで、かつ在宅で人工呼吸器を使用しているかたのうち、医師が訪問看護を必要と認めるかた

1) 2) 3) について詳しくは

**長崎県 国保・健康増進課 へ ご相談下さい。**

<所在地> 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

<電話> 095-895-2496(直通)

<FAX> 095-895-2575

<Eメール> s04750@pref.nagasaki.lg.jp

<ホームページ> <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/nanbyo/>